

令和4年3月1日

協同組合飯坂スタンプ会【共通商品券】

払戻のご案内

平素は、(協)飯坂スタンプ会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。このたび、飯坂スタンプ会は、令和3年11月30日を持ちまして有効期限の記載が無い⑩共通商品券の取扱を終了し、新たに有効期限が1年の共通商品券を発行しております。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、⑩共通商品券の払戻を行います。

下記の商品券をお持ちの方は、申出期間内に払戻の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

■ 払戻を行う発行者

協同組合飯坂スタンプ会

■ 払戻の対象となる商品券

協同組合飯坂スタンプ会が発行した額面500円商品券 (有効期限の記載無)



■ 申出期間

令和4年3月1日(火)から令和4年5月31日(火)まで

※上記期間に申し出されない方は、本払戻手続きから除斥されますのでご注意ください

■ 申出及び払戻方法

(協)飯坂スタンプ会事務局 (NPO法人いいざかサポーターズクラブ内) へお電話でご連絡の上、直接ご持参ください。現金による払戻を行います。

(受付時間：平日午前10時～午後4時)

■ 払戻ができない場合

飯坂スタンプ会共通商品券が偽造又は変造されたもの

飯坂スタンプ会共通商品券の2分の1以上が減失しているもの

飯坂スタンプ会共通商品券の破損、汚損が著しいもの

〈本件に関するお問合せ〉

協同組合飯坂スタンプ会事務局

〒960-0201 福島市飯坂町字湯沢26 (平日午前10時～午後4時)

電話 024-529-6125